

# 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

## (卑わいな行為の禁止)

### 第3条の2

何人も、みだりに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような行為であつて、次の各号に掲げるものをしてはならない。

#### 第1号

次のいずれかに掲げる場所又は乗物において、人の通常衣服で隠されている下着又は身体を、写真機その他の機器（衣服を透かした状態を撮影することができるものを含む。以下「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置すること。

イ 浴場、更衣室、便所その他の人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態である場所及び住居

ロ 公共の場所（イの場所を除く。）又は公共の乗物

ハ 学校、事務所その他の不特定若しくは多数の者が利用し、若しくは出入りすることができる場所（イ及びロの場所を除く。）又はタクシーその他の不特定若しくは多数の者が利用することができる乗物（ロの乗物を除く。）

#### 第2号

公共の場所又は公共の乗物において、人の胸部、<sup>でん</sup>臀部、陰部、大腿部その他の身体の一部に直接又は衣服その他の身に着ける物の上から触れること。

#### 第3号

前各号に掲げるもののほか、人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、卑わいな言動をすること。

## (罰則)

### 第13条第1項

第3条の2（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して下着又は身体を撮影した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

### 第2項

常習として第3条の2（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して下着又は身体を撮影した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

### 第13条の2第1項

次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

#### 第1号

第3条の2（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して写真機等を差し向け、又は設置した者

#### 第2号

第3条の2（第2号又は第3号に係る部分に限る。）の規定に違反した者

### 第2項

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

#### 第1号

常習として第3条の2（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して写真機等を差し向け、又は設置した者

#### 第2号

常習として第3条の2（第2号又は第3号に係る部分に限る。）の規定に違反した者